

路線バス等に関する協議概要について

商工観光課・教育総務課

1 路線バス

現行の5路線維持を基本として、現行運行事業者と協議を継続するとともに、新たな事業者とも協議を行っています。

・2路線 現行運行事業者

・3路線 新規事業者

一部便数の見直し等を行い、運行計画案を作成しています。

2 デマンドタクシー

現行運行事業者による継続運行に向けて協議を行っています。

3 スクールバス

現行運行事業者は撤退の意思が固く、新規事業者への委託に向けて協議を行っています。

| | 町営バス | デマンド タクシー | スクールバス |
|-------|----------------|--------------------|--------|
| 方針 | 路線維持 | | 現行維持 |
| 委託予定 | 現行事業者 新規事業者 | 現行事業者 | 新規事業者 |
| 要検討事項 | ダイヤ見直し | 利用方法見直し 料金体系見直し | — |

4 今後のスケジュール案

10月～11月 事業者との協議、運行計画案を作成

12月 予算措置(補正予算・債務負担行為)

「公共交通会議」開催

※町、地域住民、交通事業者、警察、運輸局等により構成し、バス運行の態様、運賃、事業計画等について協議する。

委託契約締結

1月～3月 有償運送登録申請

運行準備

4月 運行開始